

はしがき

「実家の相続登記をしたい」「遺言書を作成したい」「認知症の父に成年後見人をつけたい」「相続債務が多いので相続放棄を家庭裁判所にしたい」など、相談者からの依頼事項はその相談者の人生においては一場面であることがほとんどである。私たち司法書士もその相談について適切と思われる手法を提案し、実行することで、その相談者の不安を解消することにつながっている。しかしよくよく考えてみると、人の死に関連することだけでも司法書士が取り扱う業務は多岐にわたる。たとえば、不動産の贈与・売買、遺言書作成支援、成年後見、任意後見、民事信託、死後事務、相続登記、遺産承継業務、遺産分割調停、相続放棄、債務整理などである。相談者の人生の一場面だけではなく、その相談者が歩む人生の道のりの至るところで司法書士が支援することができる場面が多いことに気がついた。相続分野についていえば「相続登記の専門家」から「相続の専門家」へ進化しているのかもしれない。

必ず誰にでも訪れる事象「死」。「死」はその人の終着点として捉えられがちであるが、配偶者や子どもなどその人の人生を承継する人たちも登場人物に加えれば、その人の「死」は、その人を含む関係人らのストーリーの一場面でしかない。相談者一人だけではなく、家族関係についても聴き取り、相談者の「死」を中心にその方が抱える不安を話してもらうことで、司法書士が提案できる手法も有機的につながり、相談者の不安をさらに解消することができるのではないかと考えている。

いわゆる「死後事務」とは、遺体の引取りや居室の明渡し、葬儀の執行など、亡くなった直後の事務について想像される。「死後事務」を「死を基点にした法律事務」として新たに捉え直し、死亡時を基点としてその10年前に選択できること、死亡時に備えて選択できること、死後10年～20年後を見据えて選択できることについて、相談者やその家族と

はしがき

ともにプランニングすることが、今の時代には求められているのではないか。そしてプランは数年ごとに見直し、メンテナンスをかけていくこともまた重要である。「相続の専門家」である現代の司法書士はその役割を十分に担える存在になっているとあってよいだろう。それが実現できたのであれば、国民1人ひとりの権利擁護へとつながり、ひいては司法書士の使命を果たすことになるのではないか。

本書では、第1章として「死を基点にした法律事務」の考え方やその法律事務につながる相談技法について検討した。第2章では、委任における死後事務と法定後見における死後事務の法的問題について整理をし、第3章は具体的手続における相談を受ける際の注意点を整理した。第4章は本書において読者に伝えたいモデル事例を設定し、その相談者や家族が抱える不安を1つのストーリーとして捉え、長期間関与していくことがイメージできる内容となっている。その時々業務を処理することで足りるのではなく、人生にかかわることで司法書士としての職能はさらに発揮され、また相談者やその家族の満足度は高まっていくと考えている。書式などを多く掲載しているので、ぜひご活用いただきたい。

古くから登記手続をとおして、相続（人の死）に関与し続けてきた司法書士。他の士業にはない独自性をさらに活かし、こと相続分野においては、さらに活躍の場を広めることができると執筆者一同考えている。本書がその一助となれば幸いである。

最後に、株式会社民事法研究会編集部の中伸太郎氏のご尽力がなければ、本書は日の目を見なかったであろう。大変お世話になり、感謝申し上げます。

2020年11月

執筆者一同

Ⅲ 相談対応における視野

これまで8つのケースを想定したが、これまでであれば、私たち司法書士は、相談者が抱える不安事項の一番大きな部分についてのみその方を提案し、それ以外の不安事項についてまで方策を提案してこなかったのではないかと。

1 死亡するまでの期間の3つのケースにおける相談者の不安

死亡するまでの期間として想定される3つのケース（〔ケース1〕〔ケース2〕〔ケース3〕）における相談者の不安と、司法書士が提案できる方策を考えてみよう。

(1) 〔ケース1〕の場合——判断能力の低下

〔ケース1〕の場合、相談者Aの不安は判断能力の低下により、財産の管理処分ができなくなることや安心した生活を送ることができなくなることである。

これらの法的ストレスを緩和させる対策としては、まずは任意代理・任意後見契約（→本章第1Ⅳ1(4)、第3章第9）の提案があげられる。

また、任意後見契約ができなかったとしても、その際は法定後見制度（→本章第1Ⅳ3(1)(2)、第3章第9）を利用することで大半の問題は解決に向かうことになる。

成年後見制度を利用することが第一であるが、相談者の不安は完全に払拭されたとはいえない。さらに相談者の期待に応えるべく、遺言の作成（→本章第1Ⅳ1(3)、第3章第8）や、民事信託の利用（→本章第1Ⅳ2(2)、第3章第12）について、それぞれのメリット・デメリットを説明し提案してはどうか。成年後見制度の利用にとどまらない手厚い方策は相

談者の不安を解消緩和させていくものとなる。

(2) 【ケース2】の場合——自らの死後の妻の生活

【ケース2】の場合、相談者Bの不安は自らの死後の妻の生活である。妻が亡くなるまで判断能力があり、元気に生活できればよいのだが、加齢により判断能力が低下したり、認知症になってしまったりする可能性もある。

そこで、妻がそのような状況になったときに備えて、母と長男による任意代理・任意後見契約（→本章第1 IV 1(4)、第3章第9）を提案することになるだろう。しかし、それだけでは、兄弟間が不仲であること、妻が亡くなったときに兄弟間に争いが生じる可能性があることから、任意代理・任意後見契約に加えて、最終的な父母の遺産を兄弟にきちんと分けて承継させることが、その後の兄弟の関係の改善につながる可能性もある。そのための遺言の作成（→本章第1 IV 1(3)、第3章第8）や、民事信託の利用（→本章第1 IV 2(2)、第3章第12）の提案も必要になるだろう。

(3) 【ケース3】の場合——会社の事業承継

【ケース3】の場合、相談者Cの不安は会社の事業承継である。

会社の事業承継において代表者の交代時期や株式の承継は最重要項目であるが、株式の承継については税金の問題が立ちはだかる。110万円の非課税枠を利用した暦年贈与を利用して、少しずつ贈与していくのか、特例事業承継税制を利用するのか（→本章第1 IV 1(1)、第3章第2）、あるいは、民事信託を利用して長男に株式を信託し、相続時に承継するのか（→本章第1 IV 2(2)、第3章第12）、ということがまずは提案できることである。税理士にも関与してもらい、課税リスクを検討してもらうことも必要である。

ただ、それだけでは長女の問題を抱えたままとなる。長女に対するケアをどうするのか。種類株式の活用や遺留分対策としての遺言の作成（→本章第1 IV 1(3)、第3章第8）は必要となるだろう。

また、株式の贈与が完了するまでの時間が長ければ長くなるほど相談者Cの判断能力が低下するというリスクが高くなる。したがって、相談者Cについても任意代理・任意後見契約（→本章第1 IV 1 (4)、第3章第9）を提案する必要があるだろう。

2 死亡してから短い時間軸の期間の2つのケースにおける相談者の不安

死亡してから短い時間軸の期間として想定される2つのケース（〔ケース4〕〔ケース5〕）における相談者の不安と、司法書士が提案できる方策を考えてみよう。

(1) 〔ケース4〕の場合——自らの死後の姪への遺産承継

〔ケース4〕の場合、相談者Dの不安は死後姪へ円滑に遺産が承継されるかどうかということである。

他に法定相続人がいることから遺言の作成（→本章第1 IV 1 (3)、第3章第8）を提案することで、姪に全財産が相続されることになる。

ただ、それだけでは相談者Dの不安は解消されない。姪の身体には障がいがあり、銀行手続など窓口に行くことが難しい状況かもしれない。相談者の死後、姪との間で遺産承継業務に係る委任契約（→本章第1 IV 2 (3)、第3章第11）を締結することができるように前もって説明しておく必要がある。

また、遺言を作成し、遺言執行者として姪を指定したとしても、遺言執行の事務手続（法定相続人への通知など）は難しい場合もある。司法書士自らが遺言執行者になることも不安を解消する有効手段の一つである（→本章第1 IV 2 (3)、第3章第8）。

(2) 〔ケース5〕の場合——自らの死後の遺産処分

〔ケース5〕の場合、相談者Eの不安は亡くなった後の遺産処分であることから、遺言を作成し、遺言執行者を定めておくことで大半の問題

は解決されそうだ（→本章第1 IV 1 (3)、第3章第8）。ただ、相談者 E は日々の生活を支援する人が少なく、死を迎えるまで判断能力が維持されているとも限らないし、遺産を引き継がせたい人が現れ、遺言を書き直すことも考えられる。

また、養子縁組などをしたにもかかわらず遺言内容の見直しをしなかったという事態も想定されることから、何らかの形で司法書士がかかわることが必要である。

遺言の作成にとどまらず、見守り契約と任意後見契約（→本章第1 IV 1 (4)、第3章第9）を提案することも考えられる。

3 死亡してから10年～20年を見据えた長い期間の3つのケースにおける相談者の不安

死亡してから10年～20年を見据えた長い期間として想定される3つのケース（〔ケース6〕〔ケース7〕〔ケース8〕）における相談者の不安と、司法書士が提案できる方策を考えてみよう。

(1) 〔ケース6〕の場合——いわゆる親亡き後問題

〔ケース6〕の場合、いわゆる「親亡き後問題」への対応として、長女の成年後見制度が考えられるが、それだけでは不十分といわざるを得ない。

相談者 F のもう一つの心配事である、妻の安心した生活を確保するために、妻の判断能力低下に備えて任意後見契約あるいは成年後見制度の利用（→本章第1 IV 1 (4)・3 (1)(2)、第3章第9）を検討する必要がある。

また、成年後見制度のほか、たとえば受託者を長男とした民事信託を利用したり（→本章第1 IV 2 (2)、第3章第12）、相談者 F の遺産が円滑に相続人に承継されるように死後事務に係る委任契約（→本章第1 IV 2 (1)、第3章第10）や、遺産承継業務に係る委任契約（→本章第1 IV 2 (3)、第3章第11）を提案したりといったように、相談者 F の相談時点から死後10

●執筆者紹介●

(執筆順)

久保 隆明 (くぼ・たかあき)

[略 歴]

- 平成15年 司法書士登録 (青森県司法書士会)
- 平成21年 公益社団法人青森県社会福祉士会理事 (～現在)
- 平成24年 八戸市市民後見人推進協議会会長 (～現在)
- 平成30年 家事調停委員 (～現在)
- 令和元年 青森県司法書士会会長 (～現在)

[著書等]

- 『未成年後見の実務——専門職後見人の立場から』(共著・民事法研究会)
- 『市民後見人養成講座(3)市民後見人の実務』(共著・民事法研究会)

[担 当]

- 第1章・第3章

上野 裕一郎 (うえの・ゆういちろう)

[略 歴]

- 平成18年 司法書士登録 (青森県司法書士会)
- 平成29年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート青森支部支
部長 (～現在)
- 令和元年 青森県司法書士会副会長 (～現在)

[担 当]

- 第2章・第3章

畑中 一世 (はたなか・いっせい)

[略 歴]

- 平成15年 司法書士登録 (静岡県司法書士会)
- 平成16年 司法書士登録 (青森県司法書士会)

- 平成21年 青森県司法書士会理事（～現在）
平成27年 一般社団法人青森県公共嘱託登記司法書士協会副理事長（～現在）
令和2年 青森地方法務局筆界調査委員（～現在）
八戸市行政不服審査会委員（～現在）

〔担当〕

第3章

西澤 英之（にしざわ・ひでゆき）

〔略歴〕

- 平成7年 司法書士登録（青森県司法書士会）
平成28年 家事調停委員（～現在）
令和元年 青森県司法書士会理事（～現在）
八戸市社会福祉協議会評議員（～現在）
日本司法書士会連合会司法書士総合研究所研究員（～現在）
日本司法書士会連合会不動産登記法改正等対策部委員（～現在）
令和2年 日本司法書士会連合会法制審議会民法・不動産登記法部会対応プロジェクトチーム委員（～現在）
民事調停委員（～現在）
青森県商工会連合会商工調停士（～現在）

〔担当〕

第3章

森田 みさ（もりた・みさ）

〔略歴〕

- 平成7年 司法書士登録（横浜司法書士会）
平成14年 司法書士登録（宮城県司法書士会）
平成25年 日本司法書士会連合会市民の権利擁護推進室子どもの権利擁護部会委員（～平成31年）

執筆者紹介

平成27年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート宮城支部長
(～平成29年)

NPO 法人ほっぷすてっぷ理事長 (～現在)

平成30年 宮城県司法書士会副会長 (～令和2年)

〔著書等〕

『未成年後見の実務——専門職後見人の立場から』(共著・民事法研究会)

「被災地の未成年後見と後見制度支援信託」信託フォーラム2号

「任意後見契約における本人支援とは」実践成年後見86号

「未成年後見について」日本司法書士会連合会会報 THINK 第116号

〔担当〕

第4章

新しい死後事務の捉え方と実践

令和2年12月10日 第1刷発行

定価 本体3,200円+税

編者 死後事務研究会
発行 株式会社 民事法研究会
印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえます。

ISBN978-4-86556-402-0 C2032 ¥3200E

カバーデザイン：関野美香